

東京高等裁判所 令和●●年（〇〇）第●●号 損害賠償等請求控訴事件

国側当事者・国

令和3年12月22日棄却・上告・上告受理申立て

（第一審・前橋地方裁判所、令和●●年（〇〇）第●●号、令和3年6月9日判決、本資料・徴収関係判決令和3年判決分（順号2021-11））

判 決

控訴人	X
被控訴人	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
同指定代理人	岡部 明寿香
同	滝澤 知弘
同	宮脇 智砂子
同	原田 幸嘉
同	宮川 恵美子
同	大岡 仁
同	富井 佑太
被控訴人	桐生市
同代表者市長	荒木 恵司
同指定代理人	星野 元保
同	高橋 伸幸
同	高沢 信幸
同	中島 正行
同	辻 勇一郎
同	坂西 和宏
同	須藤 啓太

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴人の当審における拡張請求を棄却する。
- 3 当審における訴訟費用は全て控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らは、控訴人に対し、5000万円を支払え（控訴人は、当審において、原審における160万円の損害賠償請求を、このように拡張した。）。

第2 事案の概要

1 本件は、控訴人が、被控訴人らに対し、(1)被控訴人国については、国税徴収職員が控訴人の相続税並びに控訴人が代表取締役を務めていた株式会社Aの消費税及び地方消費税の滞納をでっち上げて、控訴人所有の不動産を差し押さえた行為、(2)被控訴人桐生市については、①地方税徴税吏員が株式会社Aの市県民税、固定資産税、法人市民税及び軽自動車税の滞納をでっち上げて、控訴人所有の不動産を差し押さえ、②株式会社Aが滞納した税金に基づいて、控訴人に連絡しないまま控訴人所有の不動産の強制換価手続に参加し、③控訴人の所有地につき「国道調査土地」という名目で不当にその一部を被控訴人桐生市に帰属させ、④競売による売却による利益を得ていながら、固定資産税につき控訴人の老齢年金を差し押さえて税金の二重取りをした行為が、いずれも控訴人に対する詐欺行為であり、これによって、控訴人が損害を被った旨を主張して、国家賠償法1条1項に基づき5000万円の支払を求めた事案である。

原審は、後記訴えの一部取下げ及び変更前の控訴人の請求をいずれも棄却したため、これを不服とする控訴人が本件控訴を提起した。なお、控訴人は、原審においては、160万円の損害賠償のほか、謝罪広告の掲載を請求していたが、当審において、謝罪広告掲載請求に係る訴えを取り下げ、損害賠償の請求額を160万円から5000万円に拡張した。

2 争点及び争点に関する当事者の主張の要旨は、控訴人の当審における補充主張も踏まえて、次のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決3頁15行目から16行目にかけての「桐生市●●の土地」を「桐生市Dの土地(以下「Dの土地」という。)」に改め、同20行目末尾の次に、改行の上、次のとおり加える。

「また、株式会社Aを破産会社とする破産事件(前橋地方裁判所桐生支部平成●●年(○)第●●号。以下「第●●号破産事件」という。)はねつ造された事件であり、株式会社Aは、平成21年3月●日に民事再生開始決定を受けて包括的禁止命令発令中であり、破産していないし、Dの土地を都市計画法40条2項により桐生市に帰属させたことは違法である。」

(2) 原判決4頁3行目の「交付要求書」を「交付要求通知書」に改め、以下、原判決中の「交付要求書」をいずれも「交付要求通知書」に改める。

(3) 原判決4頁5行目から6行目にかけての「桐生市●●の土地」を「Dの土地」に改める。

(4) 原判決4頁22行目の「これらによる原告の損害は、160万円である。」を「被控訴人らは、全くの反省もなく争う姿勢であるため、控訴人の損害額は5000万円である。」に改め、同25行目から5頁5行目までを削り、同6行目を「(4) 争点(4)(消滅時効の成否)」に改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人の請求は、当審における拡張請求も含めて、理由がないから棄却するのが相当であると判断するが、その理由は、次項のとおり原判決を補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1ないし4に記載されたとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

(1) 原判決7頁6行目「相続税」を「源泉所得税、消費税及び地方消費税」に、同行目から7行目にかけての「国税徴収法82条」を「国税徴収法82条等」に、同17行目の「桐生市

- の土地」を「Dの土地」にそれぞれ改める。
- (2) 原判決8頁7行目の「相続税」を「申告所得税、相続税」に、同11行目の「株式会社Aの」から12行目の「という。）」までを「第●●号破産事件」に、同13行目の「同裁判所支部」を「前橋地方裁判所桐生支部」に、同10頁7行目の「破産手続き開始決定」を「破産手続き開始決定」に、同11頁21行目の「桐生市●●の土地」を「Dの土地」にそれぞれ改める。
- (3) 原判決12頁2行目末尾の次に、改行の上、次のとおり加える。
- 「なお、控訴人は、①第●●号破産事件がねつ造されたものであり、株式会社Aが破産していない旨、②Dの土地が都市計画法40条2項により被控訴人桐生市に帰属するのは違法である旨をそれぞれ主張するが、上記①につき検討するに、株式会社Aに対する破産手続（第●●号破産事件）が適法にされたことについては、平成21年3月●日に前橋地方裁判所桐生支部において開始された同社に係る民事再生手続につき、同裁判所支部により再生手続を廃止する旨の決定がされ（同年10月●日に確定。民事再生法195条2項に基づく即時抗告は棄却され、それに対する特別抗告は却下された。）、平成22年1月●日に民事再生法250条1項による破産手続が開始されたこと（なお、平成23年4月●日に費用不足による破産手続廃止の決定が確定した。甲46の4。丙54）により明らかであり、上記認定に反する具体的な証拠がないから、上記①の主張は理由がない。また、上記②の主張についても、株式会社Aが市税（市県民税、固定資産税、法人市民税、軽自動車税）を滞納していたこと、Dの土地が抵当権者である株式会社E金融公庫（F金融公庫を統合した。顕著な事実）の申立てに係る競売手続（桐生支部第●●号競売事件）により第三者（C株式会社）に移転し、その後、Dの土地は都市計画法40条2項により被控訴人桐生市に適法に移転したことは前記認定説示のとおりであり、これを覆すに足りる証拠がないから、上記②の主張も理由がない。」
- (4) 原判決12頁21行目の「その他」を「なお、控訴人は、登記簿原本又は謄本に不実の記載があるとか、債務名義がねつ造されているなどと主張するが、これらの主張事実を認めるに足りる証拠がないから、採用することはできず、その他」に改める。

第4 結論

よって、控訴人の原審における160万円の損害賠償請求は理由がないから、これを棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却すべきであり、また、控訴人の当審における拡張部分に係る請求も理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第23民事部

裁判長裁判官 小野瀬 厚

裁判官 渡邊 和義

裁判官 小川 嘉基